

# 「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示（案）」及び「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示（案）」に対する御意見の募集（パブリック・コメント）について

令和8年5月8日

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室

今般、環境省では、廃棄物処理法に基づく無害化認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加することや無害化設備に付加する前処理技術の基準追加を行うこと等を検討しており、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年7月環境省告示第98号）及び低濃度PCB廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成21年11月環境省告示第69号）の改正を行うことを検討しています。

つきましては、本件について、国民の皆様から広く御意見を募集いたしますので、以下の意見募集要領に沿って御提出いただきますようお願いいたします。募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

## 【意見募集要領】

### 1. 意見募集対象

- 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示（案）
- 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示（案）

### 2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

- (2) 郵送による入手

郵送による入手を希望される方は、180円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒筒（A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、封筒表面に「『無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示（案）』

等に対する意見募集関係資料希望」と明記し、期限までに十分な余裕を持って、以下の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受付しかねますので、あらかじめ御了承願います。

【宛先】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎5号館  
環境省 環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制担当参事官室／ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室 宛て

### 3. 意見募集期間

令和8年5月8日（金）～令和8年6月8日（月） 必着

### 4. 意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を御提出ください。

下記以外の方法（電話等）による御意見の御提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

#### （1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見入力フォームより御提出ください。

#### （2）郵送の場合

別紙の意見提出様式（A4用紙）に御意見等を御記入の上、以下の宛先まで送付ください。

##### <郵送の場合の記載事項>

[件名] 「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示（案）」等に対する意見

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

・該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください。）

・意見内容

・理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

<提出先>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎5号館  
環境省 環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制担当参事官室／ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室 宛て

（注意事項）

- ・意見は日本語で提出してください。
- ・郵送の場合は、A4判の用紙にて提出してください。
- ・1つの意見フォームにつき1つの御意見を記載してください。
- ・御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。なお、氏名、住所、電話番号等個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。
- ・電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。
- ・皆様から御提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

## 5. 留意事項

以下に該当する場合など、頂いた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

- ・御意見の内容が、『無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示（案）』及び『低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示（案）』と無関係な場合
- ・御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
- ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・記載された情報が虚偽であると判明した場合

以上